

ワンストップ特例申請時の切手の貼付について（お願い）

小郡市では寄附をしていただいた方に対し平等な対応をするために、下記 2 つの理由により、各種書類送付時に「料金受取人払」封筒は同封していません。

理由 1 確定申告により寄附金控除を受けている方との公平性

確定申告をされる方は、ご自身で切手を貼り申告書を送付するか、e-TAX を利用しています。

確定申告により寄附金控除を受けられる方と、ワンストップ特例申請により寄附金控除を受けられる方との扱いに差が出てしまうことから、「料金受取人払（切手不要）」の封筒ではなく、切手を貼付する返信用封筒を同封しています。

理由 2 ワンストップ特例申請は、「申請主義」による地方税法上の手続き

「申請主義」とはルールに則って申請しない限り、その権利を得ることができないことを言います。

申請内容の不備、添付書類の不備、更には申請期限を過ぎた場合など、自己責任において行っていただきます。本市では、不備があった場合は、寄附者様へ連絡をし、再提出をお願いしています。

以上の理由から、小郡市では「料金受取人払封筒」は送付しておらず、切手の貼付をお願いしています。何卒ご了承ください。